

各高齢者福祉施設等管理者 様

福島県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の  
更なる徹底（面会制限下の対応事例）について（通知）

このことについては、令和2年2月25日付け福島県保健福祉部長通知を  
発出し、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡においても同様の通知が  
発出されておりますが、面会制限の長期化からその対応に苦慮しているとの  
状況が見られることから、今般、面会制限下における対応事例を作成いた  
しました。

つきましては、面会はできる限り制限しつつ、対応する場合には、感  
染防止対策を更に徹底するなど、万全の対策を講じられますようお願い  
いたします。

記

1 感染拡大防止対策の更なる徹底の視点

「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼「3密の回避（密集、密接、  
密閉）」、「職場における感染対策」、「移動に関する感染対策」を踏まえ、施  
設ごとのガイドラインやチェックリストの追加確認など、取組の再徹底。

- 「移動に関する感染対策」については、感染症が発生している地域からの  
人の移動（行き来）に関する対策の徹底

2 面会制限下における対応の視点

- 施設入所者の状況（軽度・重度、医療的ケアの要否など）を踏まえ、感  
染リスクの排除を前提とした面会対応の範囲（限度）を設定する。

< 施設の状況に応じた対応事例（別紙） >

看取りのみの面会

看取り以外でも面会できることとした場合には、徹底した感染防止対策  
を行い、面会者や面会時間などは限定し対応

入所者への接触を避け、タブレットやスマホを活用したオンライン面会  
で対応

【参考】

- 令和2年2月25日付け元生福第6147号保健福祉部長通知「社会福祉施設等（入  
所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」
- 令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止の  
ための留意点について（その2）」
- 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和2年6月18日改定）抜粋

## 面会制限下における面会の対応事例について

### 【高齢者施設等から提示された課題】

- 面会制限の長期化に伴い、入所者や家族からの面会希望が増加しており、対応に苦慮している。

高齢者施設等関係団体（福島県老人福祉施設協議会、福島県老人保健施設協会、福島県認知症グループホーム協議会）との協議や介護保険施設から聴取を行い、整理した対応事例は以下のとおりです。

#### 《対応事例Ⅰ》

##### ○「看取り」のみの面会

- ・医療的ケアを必要とする入所者がいることから、感染症に罹患した場合の重症化リスクを考慮し、面会は極力制限しており「看取りの場合」のみとしている。

#### 1 対応手順

- ①前日までに面会依頼連絡、日程・面会者等について事前調整
- ②当日は「面会者チェックシート」により、面会者の健康状態等を確認したうえで、家族に寄り添いつつも限定的な対応

#### 2 具体的な事例

別紙A「看取り者の面会について」

別紙B「面会者チェックシート」

---

#### 《対応事例Ⅱ》

- 「看取り」以外でも面会できることとした場合には、徹底した感染防止対策を行い、面会者や面会時間などは限定し対応。

#### 1 面会に当たって「感染防止対策徹底」のため特に重要な視点

- ①「面会前」、「面会当日」、「面会終了後」、それぞれの段階で感染防止対策を徹底する。
- ②「新しい生活様式」に基づく感染防止対策が重要
  - (1)3つの密（密集・密接・密閉）の回避
  - (2)マスクの着用
  - (3)手指衛生の徹底
  - (4)人と人との距離の確保

## 面会制限下における面会の対応事例について

### 2 対応手順

		面会者の対応	施設等の対応
面会日前		①前日までに面会日時を予約 ②面会者の選定（1名～2名） ※県外の方、中学生以下の方の面会不可	①面会日時の受付 ②面会予定者情報を記録
面会当日	面会前	①検温（発熱が認められる場合は面会不可） ②マスクの着用、手指アルコール消毒 ③面会者チェックシートの記入、提出 ④面会カードの記入、提出 ⑤差し入れは直接行わない	○面会場所の準備 ※居室を避け、施設内の個室等とする ※飛沫防止のための簡易衝立等の設置 ①検温チェック（面会者・入所者） ②衛生対応確認（面会者・入所者） ③健康状態確認（面会者・入所者） ④面会者情報を記録、管理 ⑤差し入れの預かり
	面会中	面会時間は15分間程度とする	
	面会終了後	○手指アルコール消毒	①面会者と利用者の距離を確保  ○面会場所の消毒・換気 ○面会開始から終了までの動線確認、記録
面会日以降		万が一、感染症が発生した場合には、面会時の記録等により、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。	

### 3 具体的な事例

別紙B「面会者チェックシート」

#### 《対応事例Ⅲ》

○入所者への接触を避け、タブレットやスマホを活用したオンライン面会で対応

#### 1 対応手順

- ①前日までの事前予約制。
- ②個人情報保護の観点から「同意書」を提出。

#### 2 具体的な事例

別紙C「オンライン面会について」

## 看取り者の面会について

### <事前調整>

- 家族への面会依頼の連絡は、基本的に、看護師若しくは相談員より連絡。
- その場で ①面会日時 ②来所時間 ③来所人数 を確認。  
(極力少人数での来所を依頼)
- 「面会者チェックシート」の提出(面会日当日)のお願い。

### <面会日当日の対応>

- 「面会者チェックシート」の確認
- 面会可能時間は 〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇 の間
- 面会時間は一家族 10分間から20分間程度
- 複数人の面会がある場合、1人ずつの面会とし、他の方は別室で待機。  
(この際も3密にならないよう注意)
- 面会場所は会議室等を使用し、入所者様は、ベッド毎、会議室へ。  
(移動は原則、施設職員が実施)
- 面会中は、ご家族のみでもよいが、終了時間となったら職員側から声かけをし、面会を終了いただく。

面会者チェックシート（当日受付に提出ください。）

【健康状態に関するチェック】

- 発熱している。（熱っぽい。）
- 過去2週間以内に発熱を伴う体調不良があった。
- 体がだるい。
- 気持ちが変わるい・吐き気がある。
- 過去1週間以内に嘔吐を伴う体調不良を起こした。
- のどが痛い、不快感がある。
- 下痢をしている。
- くしゃみ、鼻水がある。（鼻炎薬を服用している。）
- 目が赤い、または結膜炎を起こしている。
- 1ヶ月以内に始まった咳がある。
- 1ヶ月以内に始まった匂いにくさ（においがわからない）がある。
- 1ヶ月以内に始まった味の感じにくさがある。
- 同居している家族が発熱している。

【移動に関するチェック】

- 2週間以内に福島県外への往来があった。（いつ                      どこへ                      ）
- 2週間以内に福島県外からの来県者との接触があった。

氏名

自宅検温結果

℃

## オンライン面会について

### <オンライン面会に必要な環境整備>

○パソコン、タブレット端末、スマホ、Wi-Fi環境等を準備

### <同意事項>

○会話内容がWebアプリを経由するため、個人情報保護の観点から「同意書」を提出

○プライバシーの配慮に留意

### <事前調整>

○面会日時の予約

### <面会日当日の対応>

○面会可能時間は 〇〇：〇〇 ～ 〇〇：〇〇 の間

○面会時間は 10分間から20分間程度

○感染対策として、端末自体の消毒及び入所者、職員の手指消毒を行い、飛沫感染防止のため、会話する入所者と操作補助を行う職員は、横に並び画面の方向を向くようにし、一定の距離を空け、マスク着用のうち実施